

## 第4章

# 温室効果ガス削減目標

---

第1節 温室効果ガス削減目標設定の考え方

第2節 本計画の削減目標

## 第1節 温室効果ガス削減目標設定の考え方

本市における2012年度(平成24年度)の温室効果ガス排出量の削減目標については、次の考え方のもとに設定します。

### 1 『京都議定書目標達成計画』の削減目標を勘案した目標の設定

わが国は、京都議定書において、2008年度(平成20年度)から2012年度(平成24年度)の期間に、温室効果ガス総排出量を基準年度比で6%削減することとしています。『京都議定書目標達成計画』においては、温室効果ガス排出量の削減目標として、基準年比0.5%減を掲げ、残りの削減量である5.5%は、森林での吸収量での3.9%と京都メカニズムでの1.6%で補うとしています。(表4.1.1)

区 分	目 標
	1990年度比(基準年度総排出量比)
温室効果ガス削減量	- 0.5%
森林吸収源	- 3.9%
京都メカニズム	- 1.6%
合計	- 6.0%

表4.1.1 京都議定書目標達成計画における目標値

このうち、京都メカニズムは、国際間での温室効果ガス排出権の取引となることから、国の施策として実施します。

また、森林吸収源の対策は、全国の森林全体で3.9%の吸収量を確保するため、全国での森林整備の取組を進めます。本市においても国全体の3.9%の吸収量を確保するための市域内の森林整備に関する施策を行います。

こうしたことから、本市においても、『京都議定書目標達成計画』において掲げられた温室効果ガス総排出量の0.5%削減という目標の達成を踏まえて、目標を設定するものとします。

### 2 市民・事業者に分かりやすい目標の設定

地球温暖化防止には、市民・事業者のそれぞれの主体における取組が重要であることから、市民・事業者に分かりやすい目標とします。このため、市民一人ひとりや事業者ごとに必要とする取組を示す「1人当たり、1事業者当たりの排出量」により目標値を設定することとします。

### 3 施策の効果を的確に評価できるような目標の設定

本市では国に比べ、今後も、人口の増加や経済活動の活発な状態が続き、市域からの温室効果ガス排出量の増加が予測されることから、地球温暖化防止のために講じた対策や施策の効果を的確に評価できるような指標とします。

## 第2節 本計画の削減目標

### 1 本計画の削減目標

本市における地球温暖化防止に向けての削減目標は以下のように設定します。

2012年度（平成24年度）における温室効果ガス排出量を現況年度に比べて、市民1人又は1事業者当たりでそれぞれ17%削減することを目指します。（温室効果ガス総排出量として、基準年度比0.5%の削減を目指します。）

この削減目標の達成のためには、2012年度（平成24年度）における温室効果ガスの目標排出量を、3,471千t-CO<sub>2</sub>とします。

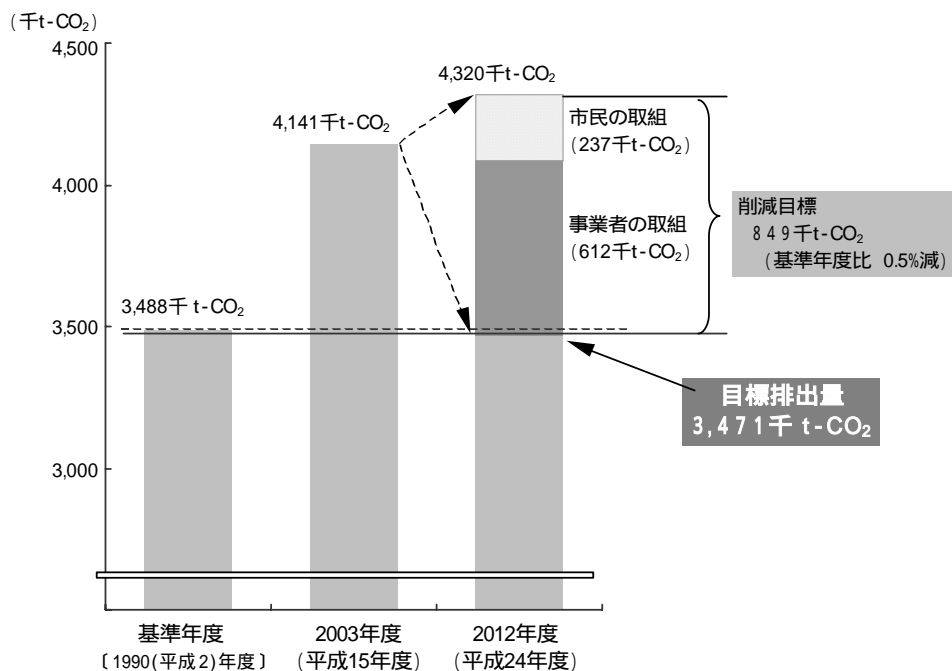


図 4.2.1 温室効果ガス削減目標

そのため、市民・事業者それぞれの主体ごとの削減量として、市民生活から排出される温室効果ガス排出量を237千t-CO<sub>2</sub>削減、また、事業者の活動から排出される温室効果ガス排出量を612千t-CO<sub>2</sub>削減することを目指します。

この主体ごとの削減量に基づき、市民1人当たり又は1事業者当たりの削減目標を設定した場合、現況年度に比べ、それぞれ「温室効果ガス17%削減」となります。（図4.2.2・図4.2.3）

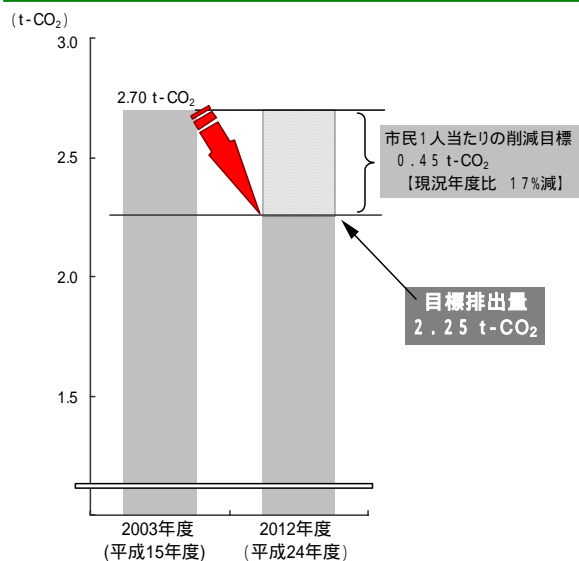


図 4.2.2 市民1人当たり目標削減量

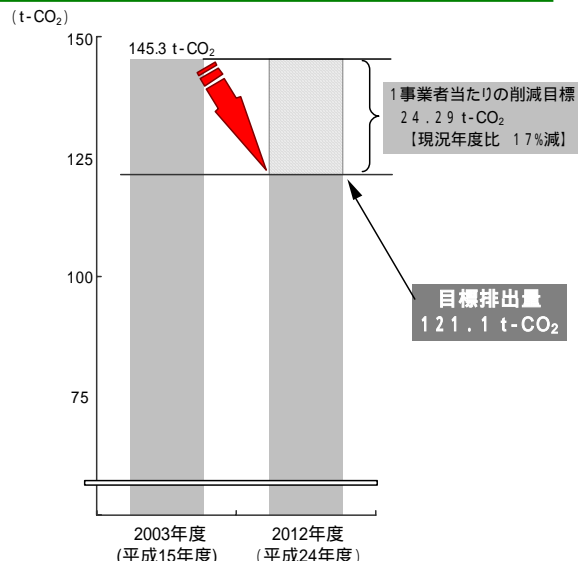


図 4.2.3 1事業者当たり目標削減量

## 2 温室効果ガス削減における国・県と本市の役割について

本市における地球温暖化防止に向けた温室効果ガス削減目標の達成は、国や県が実施する地球温暖化対策のみでは達成することができないことから、国や県の地球温暖化対策に追加して、本市における対策を実施します。

表 4.2.4 市民生活から排出される温室効果ガスの削減のための施策と削減効果

	削減効果 (千 t-CO <sub>2</sub> )
京都議定書目標達成計画に掲げられている施策や 栃木県地球温暖化対策地域推進計画に掲げられた施策による削減 【国・県が実施する代表的な施策】 ・高度道路交通システム（ITS）の推進 ・H E M S の普及、住宅の省エネ性能の向上 など	1 5 3
本市における追加施策	8 4
合 計	2 3 7

表 4.2.5 事業者の活動から排出される温室効果ガスの削減のための施策と削減効果

	削減効果 (千 t-CO <sub>2</sub> )
京都議定書目標達成計画に掲げられている施策や 栃木県地球温暖化対策地域推進計画に掲げられた施策による削減 【国・県が実施する代表的な施策】 ・テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進 ・鉄道貨物へのモーダルシフト ・建築物の省エネルギー性能の向上、B E M S の普及 など	5 9 4
本市における追加施策	1 8
合 計	6 1 2